

中学生の
皆さん

『犯罪被害』について 考えてみませんか？

多くの方が『犯罪被害』についてひとつごとのように考えてしまいがちですが、誰もがある日突然、『犯罪被害』にあう可能性があります。自分だけでなく、家族や友達など身近な人が被害にあうかもしれません。

生徒のみなさんが、犯罪被害者が置かれる状況や支援の必要性を理解し、「自分ごと」として考え、また、「自分ができること」を実践してほしいと思います。

※本リーフレットは公益社団法人全国被害者支援ネットワーク発行のマンガ「こんなとき、どうする？ 知って、考える 犯罪被害者支援」を参考に作成しています。



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギョっとちゃん」



犯罪にあうってどういうこと？

報道される犯罪は「ニュースになった」「犯人が逮捕された」から、「これは犯罪なんだ」と分かります。しかし、すべての犯罪行為が報道されるわけではありません。報道される犯罪行為はごく一部です。

○暴力的な犯罪

殴る、蹴る、凶器等でけがをさせる、脅す など

○物を盗る犯罪

他人の物(お金、自転車、スマホなど)を盗る

○交通事故

自転車同士の衝突、自転車と歩行者の接触、車と自転車・歩行者の接触

○性的な犯罪(性犯罪)

同意なく他人を触る、性的行為を強要する、他人のプライベートゾーン(水着で隠れる部分)を撮影する、服を脱ぐように脅す など



※ここに記載された行為は犯罪にあたる行為の一例です

犯罪被害はどのような影響を与えるの？

犯罪の被害にあうと、犯罪被害者は心や身体、そして日常生活において様々な影響が現れ、今まで当たり前だった毎日を、当たり前を送ることができなくなってしまうことがあります。

○心への影響

「学校に行きたくない」、「落ち着かない」、「人と話したくない」というような反応が出る場合があります。

○身体への影響

「心臓がどきどきする」、「眠れない」、「おなかがいたい」、というような反応が出る場合があります。

○日常生活への影響

両親が被害にあって働くことが難しくなってしまう場合もあり、食費や学費、家賃などの生活費を以前と同じように用意することができなくなることがあります。それにより、進学先の変更や学校の退学、アルバイトをせざるを得なくなるなどの影響があります。



どんな言葉が被害者を傷つけてしまうのでしょうか？

被害にあったことを被害者本人や関係者以外が広めたり、被害にあったことを仕方がないことのように他人が振る舞うことを「二次的被害」と言います。

注意すべき言葉

- × どうして犯罪にあったの？
- × 命だけでも助かって良かったね
- × もう元気になったんだね
- × 悪いことがあったからこれからいいことがあるよ など



「自分が被害者の立場だったら」と想像してみましょう



生徒の皆さんにお願いしたいこと

- 被害前と同じように犯罪被害者の方と接してください。
- 犯罪被害者の方の話をじっくり聴き、気持ちに寄り添ってください。



犯罪被害者の言葉や行動を否定せず「つらかったね」、「あなたは悪くないよ」など気持ちに寄り添った言葉をかけてください。ただ一緒にいて話を丁寧に聞くだけでも支えになります。

SNSなどへの犯罪被害者等に関する投稿などは噂や誹謗中傷につながるおそれがあります。

犯罪被害者の心情に配慮し、控えてください。

『犯罪被害者』について考えるマンガやアプリがあります

マンガ

知って考える「犯罪被害者支援」

※本リーフレットはこちらのマンガを参考に作成しました。



犯罪被害者支援教育アプリ

「こころちゃん」(無料)



■iOSの方



■Androidの方



犯罪被害者が置かれる状況や支援の必要性を理解するためにぜひ活用してみてください。

問い合わせ・相談先

新潟市 市民生活部 市民生活課 安心・安全推進室 (犯罪被害者等支援総合窓口)

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分 ※祝日・年末年始を除く
電話:025-226-1113 / FAX:025-223-8775 / E-mail:shiminseikatsu@city.niigata.lg.jp